

第 3 1 回  
会津坂下町農業委員会総会  
議事録

令和 8 年 1 月 2 0 日 (火) 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

# 会津坂下町農業委員会

## 第31回 会津坂下町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年1月20日(火) 午後3時00分～4時00分
- 2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員(9人)・出席推進委員(7人)

1番 鈴木 寿夫	3番 渡部 敦
4番 永山 廣隆	5番 渡辺 清栄
6番 木村 行男	7番 渡部 淳
8番 五十嵐 朱美	9番 五十嵐 智子
10番 二瓶 義典	
坂下地区 小林 雅博	若宮地区 山内 和之
金上地区 齋藤 嘉美	広瀬地区 橋本 善和
川西地区 齋藤 文範	八幡地区 桑原 博之
高寺地区 藤川 将仁	
- 4 欠席委員・推進委員(1人)

2番 鈴木 清介
----------
- 5 遅刻委員(0人)
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定について
  - 第3 報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 第4 議案第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第104号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第105号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画(案)について
  - 議案第106号 令和8年農作業標準賃金協定額について
- 7 農業委員会事務局職員

事務局長 渡部 聡	農地管理係長 荒井 貴史
係員 大場 智鶴	

## 8 会議の概要

議長	<p>本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。</p> <p>只今の出席委員は2番 鈴木委員より欠席の届出があり9名です。定足数に達しております。また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7名です。</p> <p>それでは、第31回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>まず、議案第100号の農地法第3条の各案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。次に議案第101号の農地法第5条の各案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。次に議案第102号の現況確認証明については、申請者に対し非農地である証明書を交付済みです。以上、報告します。</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。タブレットは今月の議案に切り替えをお願いします。</p>
議長	<p><b>日程第1「議事録署名委員の指名」</b>を行います。</p> <p>議事録署名委員として、3番 渡部委員、4番 永山委員の2名を指名いたします。</p>
議長	<p><b>日程第2「会期の決定について」</b>を議題といたします。お諮りいたします。第31回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	<p>異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。</p> <p>次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1件ごとに行います。</p>
議長	<p><b>日程第3 報告第31号「農地法第18条第6項の規定による通知</b></p>

事務局	<p>について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(事務局朗読)</p> <p>1号は公社との契約を耕作者側が解約するものです。解約後は本日の議案第105号でご審議いただきますが、他の耕作者へ再転貸するものです。</p> <p>次に2号は公社との契約を所有者側が解約するものであり、解約後は売買となります。耕作者側については、先月の総会で報告した通り解約済みです。</p> <p>次に3号4号は公社との契約を所有者、耕作者が解約するものであり、解約後は売買となります。</p> <p>次に5号は公社との契約を耕作者側が解約するものであり、解約後は本日の議案第105号でご審議いただきますが、他の耕作者へ再転貸するものです。</p>
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	<p><b>日程第4 議案第103号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」</b>を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局朗読)</p> <p>説明に移ります。1号案件は、設定人の要望により隣接地を耕作する被設定人と賃貸借権を設定するものです。</p> <p>2号案件は、譲渡人が町外在住で管理が難しい状況であることから、知人であり、隣接地に田を所有する譲受人へ所有権移転するものです。</p> <p>3号案件は、これまで相対で賃貸借契約をしていましたが、このたび売買による所有権移転をすることとなった案件です。</p>
議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	1号案件について調査の結果を報告します。設定人、被設定人ともに1月17日電話にて申請地、面積、契約期間、賃借料について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	<p>た。</p> <p>質疑に入ります。1号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>1号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>2号案件については、私の方から調査の結果を報告します。譲渡人については、事務局より報告します。譲受人へ1月18日電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
事務局	<p>譲渡人へ議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。</p>
議長	<p>質疑に入ります。2号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>2号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>

議長	3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	3号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに1月11日電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。3号案件についてご質問ご意見はございませんか。  【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 3号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、3号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	<b>議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」</b> を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 説明に移ります。申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。本件は、保育園を経営している譲受人が園舎の老朽化に伴い、保護者が送迎しやすい町の中心部に位置する当該申請地を保育園用地として転用したいというものです。農地転用許可基準の立地基準は、当該申請地は用途区域内にある第3種農地です。一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を保育園用地にすることに対し、妨げとなる権利を有する者はなく雨水排水は町道側溝へ排水する計画となっており、周辺農地に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。

議長	本件について、担当委員の調査報告を求めます。
7番 渡部委員	本件について調査の結果を報告します。1月13日に事務局と現地を確認し、近隣は住宅街であり、転用することに問題ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。  【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	<b>議案第105号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」</b> を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 1号は公社が若宮地区の田11,998㎡、畑969㎡を借入れ、2号の若宮地区の認定農業者へ田の分を集積し、畑については3号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に4号は公社が広瀬地区の田7,792㎡を借入れ、5号の認定農業者である法人へ集積します。 次に6号は公社が広瀬地区、川西地区の田9,688㎡を借入れ、7号は公社が川西地区の田22,807㎡を借入れ、8号の川西地区の農業者へ集積します。 次に9号は公社が若宮地区の田16,688㎡を借入れ、10号は公社が若宮地区の田2,880㎡を借入れ、11号の若宮地区の認定農業者へ集積します。 次に12号は公社が広瀬地区の田8,486㎡を借入れ、13号の広瀬地

区の認定農業者へ集積します。

次に 14 号は公社が川西地区の田 2,352 m<sup>2</sup>を借入れ、15 号の認定新規就農者へ集積します。

次に 16 号は公社が広瀬地区の田 9,145 m<sup>2</sup>を借入れ、17 号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。

次に 18 号は公社が川西地区の田 6,316 m<sup>2</sup>を借入れ、19 号の川西地区の認定農業者へ集積します。

次に 20 号は公社が広瀬地区の田 4,931 m<sup>2</sup>を借入れ、21 号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。

次に 22 号は公社が若宮地区の田 32,995 m<sup>2</sup>、畑 547 m<sup>2</sup>を借入れ、23 号の八幡地区の認定農業者へ集積します。

次に 24 号は公社が広瀬地区の畑 837 m<sup>2</sup>を借入れ、25 号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。

次に 26 号は公社が金上地区の田 19,400 m<sup>2</sup>を借入れ、27 号は公社が金上地区の田 1,005 m<sup>2</sup>を借入れ、28 号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。

次に 29 号は公社が広瀬地区の田 7,938 m<sup>2</sup>を借入れ、30 号は公社が広瀬地区の田 14,987 m<sup>2</sup>を借入れ、31 号の広瀬地区の認定農業者である法人へ集積します。

次に 32 号は公社が若宮地区の田 4,022 m<sup>2</sup>を借入れ、33 号は公社が坂下地区、八幡地区の田 12,044 m<sup>2</sup>を借入れ、34 号は公社が坂下地区、八幡地区の田 3,888 m<sup>2</sup>、畑 7,209 m<sup>2</sup>を借入れ、35 号は公社が若宮地区の田 5,416 m<sup>2</sup>、畑 2,252 m<sup>2</sup>を借入れ、36 号は公社が若宮地区の田 9,297 m<sup>2</sup>、畑 1,603 m<sup>2</sup>を借入れ 37 号は公社が若宮地区の田 3,764 m<sup>2</sup>を借入れ、38 号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。

次に 39 号は公社が若宮地区の田 10,519 m<sup>2</sup>、畑 132 m<sup>2</sup>を借入れ、40 号は公社が若宮地区の田 214 m<sup>2</sup>を借入れ、41 号は公社が若宮地区の田 945 m<sup>2</sup>を借入れ、42 号の若宮地区の認定農業者へ集積します。

次に 43 号は公社が坂下地区の田 3,418 m<sup>2</sup>を借入れ、44 号は公社が坂下地区の田 991 m<sup>2</sup>を借入れ、45 号の認定農業者である法人へ集積します。

次に 46 号は公社が広瀬地区の田 2,580 m<sup>2</sup>を借入れ、47 号は坂下地区の田 991 m<sup>2</sup>を借入れ、48 号は公社が坂下地区の田 1,615 m<sup>2</sup>を借入れ、49 号の認定農業者である法人へ集積します。次に 50 号は公

	<p>社が広瀬地区の田 12,055 m<sup>2</sup>を借入れ、51 号の広瀬地区の認定農業者と 52 号の認定農業者である法人へ分けて集積します。</p> <p>次に再転貸についてご説明いたします。</p> <p>1 号は金上地区の田 5,610 m<sup>2</sup>を町外の農業者へ再転貸します。</p> <p>次に 2 号は川西地区の田 33,094 m<sup>2</sup>、畑 1,262 m<sup>2</sup>を川西地区の認定農業者へ再転貸します。</p> <p>次に 3 号は広瀬地区の田 3,276 m<sup>2</sup>をこれまで契約していた広瀬地区の認定農業者の子である農業者へ再転貸します。</p> <p>次に 4 号は若宮地区の田 6,818 m<sup>2</sup>を若宮地区の農業者へ再転貸します。</p> <p>次に 5 号は若宮地区の田 428 m<sup>2</sup>を若宮地区の認定農業者へ再転貸します。</p> <p>次に 6 号は若宮地区の田 315 m<sup>2</sup>を若宮地区の認定農業者へ再転貸します。</p>
議長	<p>では、まず一括方式から審議します。</p> <p>最初の案件は、議事参与の制限を受けますので、ここで議長を 7 番 渡部委員に交代します。</p>
7 番 渡部委員	<p>それでは、暫時議長を交代いたします。</p> <p>次の案件は関連がありますので、1 号案件から 3 号案件について、一括して担当委員より調査報告を求めます。</p>
若宮地区 山内推進委員	<p>1 号案件から 3 号案件について調査の結果を報告します。1 号案件については事務局より報告します。借手へ 1 月 11 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
7 番 渡部委員	<p>続いて事務局より調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1 号の貸手に対し調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。</p>
7 番 渡部委員	<p>ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 1 番 鈴木委員の退場を命じます。</p> <p>(鈴木委員退場)</p>

7番 渡部委員	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
7番 渡部委員	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
7番 渡部委員	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。 1番 鈴木委員の入場を認めます。 (鈴木委員入場)</p>
7番 渡部委員	<p>議長を交代いたします。</p>
議長	<p>次に4号案件5号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
10番 二瓶委員	<p>4号案件5号案件について調査の結果を報告します。貸手へ1 月11日訪問にて、借手へ1月10日電話にて設定面積、設定期 間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり 間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に6号案件から8号案件について関連がありますので一括して</p>

	担当委員の調査報告を求めます。
事務局	本日欠席の鈴木委員より調査報告を受けておりますので、代わって報告いたします。貸手借手ともに1月11日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いなかったとのことでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。
4番 永山委員	7号の貸手と8号の借手が同一名義人であるが、その理由はなぜか。
事務局	機構集積協力金の交付を受けるにあたり、地区の集積率を上げるため、自作する農地も利用権設定する方もいました。今回は契約更新ですが申請者に確認したところ、これまでと同様の契約でよいとのことでした。
4番 永山委員	貸手借手が同一名義人でも問題はないのか。
事務局	問題ありません。
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に9号案件から11号案件について関連がありますので一括して担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	9号案件から11号案件について調査の結果を報告します。貸手借手ともに1月17日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に12号案件13号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
10番 二瓶委員	<p>12号案件13号案件について調査の結果を報告します。貸手へ1月15日訪問にて、借手へ1月10日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に14号案件15号案件について事務局より調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>本日欠席の鈴木委員より調査報告を受けておりますので、代わって報告いたします。貸手へ1月10日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いなかったとのことです。借手については、事務局が調査</p>

議長	<p>し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。</p> <p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に16号案件17号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
8番 五十嵐委員	<p>16号案件17号案件について調査の結果を報告します。貸手借手ともに1月13日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に18号案件19号案件について事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>本日欠席の鈴木委員より調査報告を受けておりますので、代わっ</p>

	<p>て報告いたします。借手へ1月12日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いなかったとのことです。貸手については、事務局が調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため川西地区 齋藤推進委員の退場を命じます。 (齋藤推進委員 退場)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。  【ありません】</p>
<p>議長</p>	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。  《挙手全員》</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>川西地区 齋藤推進委員の入場を認めます。 (齋藤推進委員 入場)</p>
<p>議長</p>	<p>次に20号案件21号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>8番 五十嵐委員</p>	<p>20号案件21号案件について調査の結果を報告します。貸手借手ともに1月13日に訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。  【ありません】</p>
<p>議長</p>	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p>

	<p>本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に22号案件23号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
若宮地区 山内推進委員	<p>22号案件23号案件について調査の結果を報告します。貸手借手ともに1月11日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に24号案件25号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
10番 二瓶委員	<p>24号案件25号案件について調査の結果を報告します。貸手については、事務局より報告します。借手へ1月10日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>続いて事務局より調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>24号の貸手に対し調査し、議案書に記載のとおり相違ありません</p>

議長	<p>でした。</p> <p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 26 号案件から 28 号案件について関連がありますので一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>
金上地区 齋藤推進委員	<p>26 号案件から 28 号案件について調査の結果を報告します。貸手へ 1 月 17 日に借手へ 1 月 19 日電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 29 号案件から 31 号案件について関連がありますので一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>

<p>広瀬地区 橋本推進委員</p>	<p>29号案件から31号案件について調査の結果を報告します。貸手借手ともに1月18日電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため10番二瓶委員の退場を命じます。 (二瓶委員 退場)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。  【ありません】</p>
<p>議長</p>	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。  《挙手全員》</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>10番 二瓶委員の入場を認めます。 (二瓶委員 入場)</p>
<p>議長</p>	<p>次の案件は、議事参与の制限を受けますので、ここで議長を7番渡部委員に交代します。</p>
<p>7番 渡部委員</p>	<p>それでは、暫時議長を交代いたします。 次の案件は関連がありますので、32号案件から38号案件について、一括して担当委員より調査報告を求めます。</p>
<p>3番 渡部委員</p>	<p>32号案件から38号案件について調査の結果を報告します。貸手借手ともに1月18日電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>

7番 渡部委員	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 1番 鈴木委員の退場を命じます。 (鈴木委員退場)
7番 渡部委員	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。  【ありません】
7番 渡部委員	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。  《挙手全員》
7番 渡部委員	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。 1番 鈴木委員の入場を認めます。 (鈴木委員入場)
7番 渡部委員	議長を交代いたします。
議長	次に 39号案件から 42号案件について関連がありますので一括し て担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	39号案件から 42号案件について調査の結果を報告します。貸手 借手ともに 1月 11日訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料 等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いあり ませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。  【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。  《挙手全員》

議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 43 号案件から 45 号案件について関連がありますので一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>
坂下地区 小林推進委員	<p>43 号案件から 45 号案件について調査の結果を報告します。貸手借手ともに 1 月 11 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《 挙手全員 》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 46 号案件から 49 号案件について関連がありますので一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>
坂下地区 小林推進委員	<p>46 号案件から 49 号案件について調査の結果を報告します。47 号は事務局より報告します。貸手借手ともに 1 月 11 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>続いて事務局より調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>47 号の貸手に対し調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。</p>

議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 50 号案件から 52 号案件について関連がありますので一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>
10 番 二瓶委員	<p>50 号案件から 52 号案件について調査の結果を報告します。貸手については 1 月 15 日に、借手については 1 月 10 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に再転貸に移ります。 1 号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>

議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に2号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に3号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に4号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について</p>

	<p>て原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に5号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に6号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に議案第106号「令和8年農作業標準賃金協定額について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>本件は昨年11月28日に委託者、受託者を含めた関係者による農作業賃金協議会で議論した内容をもとに、これまで皆様と協</p>

議長	<p>議した内容であり、本総会で決定するものです。決定されましたら、広報3月号と町のホームページで公表いたします。</p> <p>質疑に入ります。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません。】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第31回農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。</p>

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和8年1月20日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員